

公表

事業所における自己評価結果（児発）

事業所名	もみのきっす	公表日	令和7年 3月 14日		
	チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点
環境・体制整備	1 利用定員が発達支援室等のスペースとの関係で適切であるか。	7			
	2 利用定員や子どもの状態等に対して、職員の配置数は適切であるか。	7		子どもに一人に対して職員2名体制で丁寧に対応しており、子どもや保護者にとっても安心感があると思う。	
	3 生活空間は、子どもにわかりやすく構造化された環境になっているか。また、事業所の設備等は、障害の特性に応じ、バリアフリー化や情報伝達等、環境上の配慮が適切になされているか。	7			
	4 生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっているか。	5	1 △1	タオルが手洗いのため、清潔面など気になる時がある。運動用のマットが汚れているが、簡単に洗濯できないので汚れが気になる。	タオルは洗濯機で対応したほうがいいと思いますが、普段はペーパータオルを使用しており使用頻度が少ないため洗濯機の準備がない。
	5 必要に応じて、子どもが個別の部屋や場所を使用することが認められる環境になっているか。	7			
業務改善	6 業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画しているか。	7			
	7 保護者向け評価表により、保護者等の意向等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につなげているか。	7			
	8 職員の意見等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につなげているか。	6	1	利用者が増えたため、職員全員が揃ってミーティングする機会が少ない。	来年度は、少し利用者にもご協力いただき予約時間の見直しをすることで、全員が参加できるミーティング時間を設定する予定。
	9 第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげているか。	7		外部講師の2名の先生にご指導・アドバイスをいただき、療育にいかすことができる。先生にアドバイスや業務改善に繋がる視点をいただいている。	
	10 職員の資質の向上を図るために、研修を受講する機会や法人内等で研修を開催する機会が確保されているか。	7			
適切な支援の提供	11 適切に支援プログラムが作成、公表されているか。	7		毎年、年度末に実施	
	12 個々の子どもに対してアセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成しているか。	7		ケース会を丁寧に一人の児に対して深く検討している。	
	13 児童発達支援計画を作成する際には、児童発達支援管理責任者だけでなく、子どもの支援に関わる職員が共通理解の下で、子どもの最善の利益を考慮した検討が行われているか。	7		概ね全員参加できるケース会で、モニタリングから計画までを一緒に話し共通理解をした上で、支援計画を作成している。	
	14 児童発達支援計画が職員間に共有され、計画に沿った支援が行われているか。	7		計画に沿って日々のプログラムが実施できていると感じる。	
	15 子どもの適応行動の状況を、標準化されたツールを用いたフォーマルなアセスメントや、日々の行動観察なども含むインフォーマルなアセスメントを使用する等により確認しているか。	7			
	16 児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「本人支援」、「家族支援」、「移行支援」及び「地域支援・地域連携」のねらい及び支援内容も踏まながら、子どもの支援に必要な項目が適切に設定され、その上で、具体的な支援内容が設定されているか。	7			
	17 活動プログラムの立案をチームで行っているか。	7			
	18 活動プログラムが固定化しないよう工夫しているか。	7			
	19 子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせて児童発達支援計画を作成し、支援が行われているか。	6	1	個別療育のため集団活動は行えていない。個別療育なので、子ども同士の活動はできないが、支援者と利用者が1つの遊びや活動をする機会を作っている。	
	20 支援開始前には職員間で必ず打合せを行い、その日行われる支援の内容や役割分担について確認し、チームで連携して支援を行っているか。	7			
	21 支援終了後には、職員間で必ず打合せを行い、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有しているか。	7			

	22	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげているか。	7			
	23	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断し、適切な見直しを行っているか。	7		定期的に全職員でモニタリングを行っている。また、毎月全員に対して検討会を行っている。	
	24	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議や関係機関との会議に、その子どもの状況をよく理解した者が参画しているか。	7			
	25	地域の保健、医療（主治医や協力医療機関等）、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携して支援を行う体制を整えているか。	7			
関係機関や保護者との連携	26	併行利用や移行に向けた支援を行うなど、インクルージョン推進の観点から支援を行っているか。また、その際、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っているか。	7			
	27	就学時の移行の際には、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っているか。	7		引継ぎ会に参加して情報共有を行っている。	
	31	(31は、事業所のみ回答) 地域の児童発達支援センターとの連携を図り、必要に応じてスーパーバイズや助言等を受ける機会を設けているか。	7		療育センターに見学に生き、支援内容について助言をしてもらっている。	
	32	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、地域の中で他の子どもと活動する機会があるか。	6	1		
	33	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っているか。	7			
	34	家族の対応力の向上を図る観点から、家族に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)や家族等の参加できる研修の機会や情報提供等を行っているか。	7		ペアレントトレーニングや特性についての研修会を実施している。	
	35	運営規程、支援プログラム、利用者負担等について丁寧な説明を行っているか。	7			
保護者への説明等	36	児童発達支援計画を作成する際には、子どもや保護者の意思の尊重、子どもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて、子どもや家族の意向を確認する機会を設けているか。	7			
	37	「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ているか。	7			
	38	定期的に、家族等からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、面談や必要な助言と支援を行っているか。	7		困りごとの相談や支援方針の説明など家族支援をさせていただいている。	
	39	父母の会の活動を支援することや、保護者会等を開催する等により、保護者同士で交流する機会を設ける等の支援をしているか。また、きょうだい同士で交流する機会を設ける等の支援をしているか。	7		保護者同士の交流の機会はあるが、きょうだい同士での交流はできていない。	
	40	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応しているか。	7			
	41	定期的に通信等を発行することや、HPやSNS等を活用することにより、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信しているか。	7			
	42	個人情報の取扱いに十分留意しているか。	7			
非	43	障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしているか。	7			
	44	事業所の行事に地域住民を招待する等、地域に開かれた事業運営を図っているか。	5	2	地域住民向けのイベントは開催していないが、もみのきっずの事業所が地域の施設内にあるため、地域との交流はしやすい。	
	45	事故防止マニュアル、緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や家族等に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施しているか。	7		実施している。	
	46	業務継続計画（BCP）を策定するとともに、非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	7		実施している。	
	47	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等の子どもの状況を確認しているか。	7		実施している。	
	48	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされているか。	4	3	該当の利用者がいない。ある場合は、病院との連携が可能。	

常時等の対応	49	安全計画を作成し、安全管理に必要な研修や訓練、その他必要な措置を講じる等、安全管理が十分された中で支援が行われているか。	7			
	50	こどもの安全確保に関して、家族等との連携が図られるよう、安全計画に基づく取組内容について、家族等へ周知しているか。	7		実施している。	
	51	ヒヤリハットを事業所内で共有し、再発防止に向けた方策について検討をしているか。	7		実施している。	
	52	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしているか。	7		実施している。	
	53	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、こどもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載しているか。	7		身体拘束にあたる事象がないが、子どもの行く方向をさえぎるなども身体拘束にあたることを研修会とうで周知し、防止に努めている。やむを得ず実施しなければいけない場合には、事前に保護者へ説明と同意をいただくことになっている。	